**知内町墓地公園『合同納骨塚』のご案内**

合同納骨塚を使用する場合は、事前に申請を行い、許可を受ける必要があります。そのまま納骨塚にお骨を持って行っても、納骨する事は出来ませんので注意してください。

以下の項目を確認いただき、申請手続きを行ってください。



●使用条件

　　１．知内町に本籍又は、住所を有する者

●申請に必要なもの

　　１．使用者（申請者）の住民票（本籍地が記載されたもの）

　　２．亡くなった方の埋葬許可書（又は、改葬許可書）

　　３．印鑑（認印でも可）

●使用料

　　１．焼骨一体　５，０００円

●注意事項

　　１．納骨塚には、原則として遺骨以外のものを入れることが出来ません。

　　２．お寺等に預けているもので、永代供養しているものは使用出来ません。

　　３．献花以外のものは、原則として供えることが出来ません。

　　４．納骨したお骨はお返しすることが出来ません。ご親族とよく相談した上で納骨し

　　　　てください。

　　５．納入された使用料は、返還いたしません。

　　６．納骨後も参拝は自由ですが、供物・供花等は必ずお持ち帰りください。

　　７．納骨後の骨箱、骨壺についても、必ずお持ち帰りください。

　※合同納骨塚の使用を希望される方は、事前に下記までお問い合わせください。

　　知内町役場生活福祉課戸籍住民係（℡０１３９２－５－６１６１）